



お客様各位

J A B 認定が有効なケースについて

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
弊社の J A B の「認定の一時停止」につきまして、ご心配及びご迷惑をお掛け
しております事を深くお詫び申し上げます。

さて、先日お知らせ致しましたとおり、現在 6 月 3 0 日の J A B 異議処理パネ
ルの終了に伴い、認定の一時停止が再開している状況でございます。

認定の一時停止は、業務停止ではございませんので、審査業務は通常通り実施
しております。

尚、お客様の J A B 認定が有効か否かは現在の登録証の発行月により下記のケ
ースに分かれます。

【 J A B 認定が有効なケース】

- ・ 2 0 1 7 年 3 月 1 7 日までに発行の登録証
… J A B マーク付きの登録証及びマークは従来通りお使い下さい。
※ 2 0 1 7 年 3 月 1 7 日以降に審査を行っている場合でも、登録証の発行を
伴わない維持審査の場合は J A B 認定が有効となります。

【 J A B 認定が一時無効となるケース】

- ・ 2 0 1 7 年 3 月 1 7 日以降に発行の登録証
… 8 月 2 5 日の J A B 認定委員会にて認定の一時停止の解除を出来るよ
う是正処置を進めております。最長でも 9 月 1 5 日には解除となる見込
みです。解除後すぐ J A B マーク付きの登録証を発行させていただきます。
詳しくは個別にご説明させていただきます。

お客様へ他社より様々な情報が入り、ご心配をおかけしているかと存じます。
正確な情報をお伝えいたしますので、ご不明な点等ございましたら、弊社まで
お問い合わせ下さい。

よろしく願い申し上げます。

2017 年 7 月 13 日
株式会社 ISO 審査登録機構
代表取締役 須田 雅世

